

茅ヶ崎市職員旅費条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 8 年 3 月 3 0 日

茅ヶ崎市長 佐 藤 光

茅ヶ崎市規則第 1 3 号

茅ヶ崎市職員旅費条例施行規則の一部を改正する規則

茅ヶ崎市職員旅費条例施行規則（平成 2 0 年茅ヶ崎市規則第 9 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条から第 7 条までを次のように改める。

（行政職給料表(1) に相当する職務の級）

第 2 条 条例第 2 条第 3 号に規定する行政職給料表(1) による職務の級に相当する職務の級は、別表第 1 のとおりとする。

（条例第 2 条第 1 1 号に規定する規則で定める者等）

第 3 条 条例第 2 条第 1 1 号に規定する規則で定める者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 鉄道事業法（昭和 6 1 年法律第 9 2 号）第 1 3 条第 1 項に規定する鉄道運送事業者及び軌道法（大正 1 0 年法律第 7 6 号）第 4 条に規定する軌道経営者
- (2) 海上運送法（昭和 2 4 年法律第 1 8 7 号）第 2 3 条の 3 第 2 項に規定する船舶運航事業者
- (3) 航空法（昭和 2 7 年法律第 2 3 1 号）第 2 条第 1 8 項に規定する航空運送事業を経営する者
- (4) 道路運送法（昭和 2 6 年法律第 1 8 3 号）第 9 条第 7 項第 3 号に規定する一般旅客自動車運送事業者
- (5) 旅館業法（昭和 2 3 年法律第 1 3 8 号）第 2 条第 1 項に規定する旅館業を営む者
- (6) 貨物自動車運送事業法（平成元年法律第 8 3 号）第 7 条第 1 項に規定する一般貨物自動車運送事業者及び貨物利用運送事業法（平成元年法律第 8 2 号）第 5 5 条第 1 項に規定する貨物利用運送事業者
- (7) 外国における前各号に掲げる者に相当するもの
- (8) 割賦販売法（昭和 3 6 年法律第 1 5 9 号）第 3 1 条に規定する登録包括信用購入あっせん業者（市との契約によりカード等（同法第 2 条第 3 項第 1 号に規定するカード等をいう。次項において同じ。）を前各号に掲げる者が提供する役務その他の旅行に係る役務の対価の支払のみのために旅行者に提供する場合に限る。）

2 条例第 2 条第 1 1 号に規定する規則で定めるものは、役務及びカード等とする。

（旅行者の損失額等を旅費として支給することができる場合）

第4条 条例第3条第5項に規定する規則で定める場合は、次に掲げる場合とする。

- (1) 条例第3条第2項及び第4項の規定により旅費の支給を受けることができる者が、傷病その他やむを得ない事情により旅行を中止し、又は変更したとき。
- (2) 条例第3条第1項及び第2項（第1号及び第4号に係る部分に限る。）の規定により旅費の支給を受けることができる職員がその家族の旅行について条例第15条、第17条第1項及び第20条第2項に基づく旅費の支給を受けることができる場合であって、当該家族が死亡又は傷病その他やむを得ない事情により旅行を中止し、又は変更したとき。

（旅行命令等の変更を受けた場合等における旅費）

第5条 条例第3条第5項に規定する規則で定めるものは、条例第24条第2項の規定に基づき市長と協議して定める旅費の額を支給する場合を除き、次の各号に規定する額による。

- (1) 鉄道賃、船賃、航空賃及びその他の交通費（家族移転費のうちこれらに相当する部分を含む。）については、条例第8条第1項各号、第9条第1項各号、第10条第1項各号及び第11条各号に掲げる各費用について、条例第6条及び第8条から第11条までの規定により計算した額と現に支払った額で所要の払戻しを行ったにもかかわらず払戻しを受けることができない額又は所要の取消しを行ったにもかかわらずなお支払う必要がある額を比較し、当該各費用ごとのいずれか少ない額の合計額
- (2) 宿泊費、包括宿泊費、転居費、着後滞在費（宿泊手当に相当する部分を除く。）及び家族移転費（宿泊手当に相当する部分を除く。）及び渡航雑費については、当該各種目について条例第6条並びに第12条、第13条、第15条、第16条、第17条第1項及び第18条の規定により計算した額と現に支払った額で所要の払戻しを行ったにもかかわらず払戻しを受けることができない額又は所要の取消しを行ったにもかかわらずなお支払う必要がある額を比較し、当該各種目ごとのいずれか少ない額の合計額
- (3) 前2号に掲げる金額のほか、手数料その他の旅行命令等の変更等に伴い支給する必要があるものとして旅行命令権者が認めた額

（条例第3条第6項に規定する規則で定める事情等）

第6条 条例第3条第6項に規定する規則で定める事情は、次に掲げるものとする。

- (1) 交通事故その他の条例第3条第6項に規定する者の責めに帰することができない事情
- (2) 第4条第2号に規定する旅費の支給を受けることができる場合における当該家族

の旅行中の天災又は交通事故その他の当該職員若しくは家族の責めに帰することができない事情

2 条例第3条第6項に規定する規則で定める金額は、次に掲げる額とする。

(1) 現に所持していた旅費額（交通手段を利用するための乗車券、乗船券、航空券等で当該旅行について購入したものを含む。次号において同じ。）の全部を喪失した場合には、その喪失した時以後の旅行を完了するため条例の規定により支給することができる額

(2) 現に所持していた旅費額の一部を喪失した場合には、前号に規定する額から喪失を免れた旅費額を差し引いた額

（旅行命令書等の記載事項又は記録事項）

第7条 条例第4条第4項に規定する規則で定める事項は、発令年月日、出発地、用務、用務先、到着地及び旅行期間とする。

第8条（見出しを含む。）中「旅行命令の」を「旅行命令等の」に改める。

第9条から第18条までを次のように改める。

（鉄道賃に係る鉄道）

第9条 条例第8条第1項に規定する規則で定めるものは、次に掲げるものとする。

(1) 鉄道事業法第2条第1項に規定する鉄道事業の用に供する鉄道に類するもの

(2) 軌道法第1条第1項に規定する軌道に類するもの

(3) 外国における前2号に掲げるものに相当するもの

（船賃に係る船舶）

第10条 条例第9条第1項に規定する規則で定めるものは、次に掲げるものとする。

(1) 海上運送法第2条第2項に規定する船舶運航事業の用に供する船舶に類するもの

(2) 外国における前号に掲げるものに相当するもの

（航空賃に係る航空機）

第11条 条例第10条第1項に規定する規則で定めるものは、次に掲げるものとする。

(1) 航空法第2条第18項に規定する航空運送事業の用に供する航空機に類するもの

(2) 外国における前号に掲げるものに相当するもの

（特定航空移動等）

第12条 条例第10条第2項第1号に規定する規則で定めるものは、一の旅行区間における飛行時間が8時間以上の移動とする。

2 条例第10条第2項第3号に規定する規則で定めるものは、一の旅行区間における飛行時間が24時間以上の移動とする。

(宿泊費基準額等)

第13条 条例第12条に規定する規則で定める額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 内国旅行 別表第2に定める額

(2) 外国旅行 国家公務員等の旅費支給規程（昭和25年大蔵省令第45号。次条において「省令」という。）別表第2の2の表の職務の級が10級以下の者の欄に定める額

2 条例第12条に規定する規則で定める場合は、現に支払った費用の額が宿泊費基準額（同条に規定する宿泊費基準額をいう。）を超える場合であって、旅行命令権者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときとする。

(1) 会議の主催者等から宿泊施設の指定があり当該宿泊施設以外に宿泊することが困難であるとき。

(2) 公務の円滑な運営上支障のない範囲及び条件において検索し、その結果から最も安価な宿泊施設を選択するとき。

(3) 外国の宿泊にあつては、為替相場の変動その他旅行命令等を発した時には通常予見することのできない事情があつたとき。

(宿泊手当の定額等)

第14条 条例第14条に規定する規則で定める1夜当たりの定額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 内国旅行 2,400円

(2) 外国旅行 省令別表第3の2の表に定める額

2 宿泊手当の額は、条例の規定により支給される宿泊費又は包括宿泊費について次の各号に掲げる場合に該当するときは、前項の規定にかかわらず、当該各号に定める額とする。

(1) 朝食又は夕食に係る費用のいずれかに相当するものが含まれる場合 前項各号に定める定額の3分の2に相当する額

(2) 朝食及び夕食に係る費用に相当するものが含まれる場合 前項各号に定める定額の3分の1に相当する額

3 移動中に宿泊する場合の宿泊手当の額は、前2項の規定にかかわらず、その移動の到着地が本邦（条例第2条第4号に規定する本邦をいう。）であるときは2,400円とし、外国（同条第5号に規定する外国をいう。）であるときは省令別表第3の2の表に定める額とする。ただし、条例及びこの規則の規定により支給される鉄道賃、船賃、航空賃又はその他の交通費（包括宿泊費及び家族移転費のうちこれらに相当す

るものを含む。)に食費に相当するものが含まれる場合には、当該額の3分の1に相当する額とする。

4 旅行者が、旅行中自宅(住所又は居所若しくはこれに相当する場所をいう。)に宿泊する場合には、前3項の規定にかかわらず、宿泊手当は支給しない。

(転居費の算定方法等)

第15条 条例第15条に規定する規則で定める方法は、次に掲げる方法とする。

(1) 運送業者が家財の運送を行う場合には、複数の運送業者に見積りをさせ、かつ、その中から最も経済的なものを選択するときに限り、当該運送に要する費用の額を転居費の額とする方法

(2) 旅行役務提供者が家財の運送を行う場合には、前号の規定にかかわらず、当該運送に要する費用の額を転居費の額とする方法

(3) 旅行者が宅配便又は自家用自動車若しくは道路運送法第80条第1項の許可を受けて業として有償で貸し渡す自家用自動車その他これらに類するものを利用して家財の運送を行う場合には、当該運送に要する費用の額(当該運送に要する費用の額が運送業者に依頼したものとして第1号の規定により算定した費用の額を超えるときは、当該算定した費用の額)を転居費の額とする方法

2 前項の算定に当たっては、条例及びこの規則の規定により他の種目として支給を受ける費用その他の市費による支給が適当でない費用として旅行命令権者が定めるものを除くものとする。

3 職員又は家族が他から赴任に係る旅費の支給又はこれに相当する金額の支払を受ける場合には、前2項の規定により算定した転居費の額から当該支給又は当該支払を受ける金額を差し引くこととする。

(近距離の転居に係る転居費等の制限)

第16条 神奈川県内における在勤庁の変更に伴う旅行については、転居費、着後滞在費及び家族移転費は支給しない。

(渡航雑費の細則)

第17条 条例第18条に規定する規則で定める費用は、次に掲げる費用(公務のために特に必要とするものに限る。)とする。

(1) 保険料

(2) 医薬品の購入に係る費用

(3) 携行品の購入に係る費用

(4) 健康診断その他の医療機関での受診に係る費用

(5) 条例第18条に規定する費用に類する費用又は付随する費用

- (6) 前各号に掲げる費用のほか、旅行者の負担とすべきでないものとして旅行命令権者が定める費用
(死亡手当の定額)

第18条 条例第19条に規定する規則で定める定額は、930,000円とする。

第20条を第28条とし、第19条を第27条とし、第18条の次に次の8条を加える。

(退職者等の旅費の細則)

第19条 条例第20条に規定する規則で定めるものは、次に掲げる旅費とする。

- (1) 条例第3条第2項第1号の規定により旅費を支給する場合には、次に掲げる旅費
- ア 職員が出張のための内国旅行中に退職等となった場合には、出張の例に準じ、退職等となる前の職務の級の者（職員が市長等であった場合には、当該者をいう。以下この項において同じ。）として退職等の日にいた地から旧在勤地に旅行するものとして計算した旅費
 - イ 職員が赴任のための内国旅行中に退職等となった場合には、赴任の例に準じ、退職等となる前の職務の級の者として退職等の日にいた地から新在勤地に旅行するものとして計算した旅費
- (2) 条例第3条第2項第4号の規定により旅費を支給する場合には、出張の例に準じ、退職等となる前の職務の級の者として出張地から本邦内の地に旅行するものとして計算した旅費

(遺族の旅費の細則)

第20条 条例第21条に規定する規則で定めるものは、次に掲げる旅費とする。

- (1) 職員が条例第3条第2項第2号の規定に該当する場合において、同号の規定により旅費を支給するときは、次に掲げる旅費
- ア 職員が出張のための内国旅行中に死亡した場合には、出張の例に準じ、職員が遺族の居住地と死亡地との間を往復するものとして計算した旅費
 - イ 職員が赴任のための内国旅行中に死亡した場合には、アに掲げる旅費のほか、赴任の例に準じ、職員が死亡地から新居住地に旅行するものとして計算した旅費
- (2) 条例第3条第2項第3号の規定により旅費を支給する場合には、出張の例に準じ、職員が遺族の居住地から帰住地に旅行するものとして計算した旅費（宿泊費及び包括宿泊費を除く。）
- (3) 条例第3条第2項第5号の規定により支給する旅費は、出張の例に準じ、職員が遺族の居住地と死亡地との間を往復するものとして計算した旅費とする。
- 2 遺族が前項各号に掲げる旅費の支給を受ける順位は、条例第2条第10号に掲げる

順序により、同順位者がある場合には、年長者を先にする。

(旅費の精算に係る期間)

第21条 条例第23条第2項に規定する規則で定める期間は、やむを得ない事情のため旅行命令権者の承認を得た場合を除くほか、旅行を完了した日の翌日から起算して7日とする。

2 条例第23条第3項に規定する規則で定める期間は、精算による過払金の返納の告知の日の翌日から起算して7日とする。

(給与の種類)

第22条 条例第26条第3項に規定する給与の種類は、茅ヶ崎市職員給与条例（昭和26年茅ヶ崎市条例第74号）に規定する給料、管理職手当、初任給調整手当、扶養手当、地域手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当及び管理職員特別勤務手当とする。

(通勤手当との調整)

第23条 旅行者が茅ヶ崎市職員給与条例第17条に規定する通勤手当の支給を受けている場合であって、旅行の経路に当該通勤手当の区間が含まれるときは、その重複する区間に係る旅費は支給しないものとする。

(在勤地等以外の地を出発地又は到着地とする場合の旅費)

第24条 在勤庁（常時勤務する在勤庁のない場合又は旅行命令権者が認める場合には、住所、居所その他旅行命令権者が認める場所。次項において同じ。）又は旅行地（以下この項において「在勤庁等」という。）以外の地を出発地として旅行する場合における旅費の支給額は、在勤庁等以外の地から目的地に至る旅費の額と在勤庁等から目的地に至る旅費の額を比較し、いずれか少ない額とする。

2 既に旅行している者が、旅行地から在勤庁以外の地を到着地として旅行する場合における旅費の支給額は、旅行地から在勤庁以外の地に至る旅費の額と旅行地から在勤庁に至る旅費の額を比較し、いずれか少ない額とする。

(本邦通過の場合の旅費)

第25条 外国旅行中本邦を通過する場合には、その本邦内の旅行について支給する旅費は、内国旅行の規定による。ただし、外国航路の船舶又は航空機により本邦を出発し、又は本邦に到着した場合における船賃又は航空賃については、外国旅行の規定による。

2 前項本文の場合において、条例第17条第1項第1号の規定の適用については、本邦出発の場合にはその外国への出発地を新居住地又は居住地とみなす。

(年度経過等による区分)

第26条 旅行中における年度の経過、職務の級の変更等のため鉄道賃、船賃、航空賃及びその他の交通費（家族移転費のうちこれらに相当する部分を含む。）を区分して算定する必要がある場合には、年度の経過、職務の級の変更等の後に最初の目的地に到着するまでの分及びそれ以後の分に区分して算定する。

別表中「（第4条関係）」を「（第2条関係）」に、

6級		3級
5級又は4級	5級又は4級	2級又は1級
3級以下	3級以下	

を

6級又は5級		3級又は2級
4級以下	5級以下	1級

に改め、同表を別表第1

とし、同表の次に次の1表を加える。

別表第2（第13条関係）

区分	宿泊費基準額（一夜につき）
北海道	15,000円
青森県	12,000円
岩手県	10,000円
宮城県	12,000円
秋田県	11,000円
山形県	10,000円
福島県	9,000円
茨城県	11,000円
栃木県	11,000円
群馬県	12,000円
埼玉県	16,000円
千葉県	17,000円
東京都	21,000円
神奈川県	16,000円
新潟県	16,000円
富山県	11,000円
石川県	10,000円

福井県	10,000円
山梨県	13,000円
長野県	13,000円
岐阜県	13,000円
静岡県	12,000円
愛知県	12,000円
三重県	12,000円
滋賀県	11,000円
京都府	20,000円
大阪府	16,000円
兵庫県	17,000円
奈良県	12,000円
和歌山県	11,000円
鳥取県	9,000円
島根県	12,000円
岡山県	14,000円
広島県	14,000円
山口県	9,000円
徳島県	10,000円
香川県	15,000円
愛媛県	12,000円
高知県	12,000円
福岡県	17,000円
佐賀県	11,000円
長崎県	13,000円
熊本県	14,000円
大分県	11,000円
宮崎県	11,000円
鹿児島県	11,000円
沖縄県	12,000円

附 則

- 1 この規則は、令和8年4月1日から施行する。
- 2 改正後の茅ヶ崎市職員旅費条例施行規則（以下この項及び次項において「新規則」という。）の規定は、この規則の施行の日（以下この項において「施行日」という。）以後に茅ヶ崎市職員旅費条例の一部を改正する条例（令和8年茅ヶ崎市条例第7号。以下この項において「改正条例」という。）の規定による改正後の茅ヶ崎市職員旅費条例（平成20年茅ヶ崎市条例第4号。以下この項及び次項において「新条例」という。）第2条第6号に規定する旅行命令権者が新条例第4条第1項に規定する旅行命令を発する旅行について適用し、施行日前に改正条例による改正前の茅ヶ崎市職員旅費条例（以下この項及び次項において「旧条例」という。）第4条第1項に規定する旅行命令権者が同項に規定する旅行命令を発した旅行については、なお従前の例による。ただし、施行日前に旧条例第4条第1項に規定する旅行命令権者が同項に規定する旅行命令を発し、かつ、施行日以後に新条例第2条第6号に規定する旅行命令権者が新条例第4条第3項の規定により当該旅行命令の変更をする旅行については、新規則の規定は、当該旅行のうち当該変更の日以後の期間に対応する分について適用し、当該旅行のうち当該変更の日前の期間に対応する分については、なお従前の例による。
- 3 新規則第5条及び第6条の規定は、新条例第3条第5項及び第6項に規定する者が同条第1項、第2項及び第4項の規定により旅費の支給を受けられる場合について適用し、旧条例第3条第1項及び第2項の規定により旅費の支給を受けられる場合については、なお従前の例による。